

事務連絡
平成30年9月4日

あんしんすこやかセンター管理者様
世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業
指定事業所 管理者様
居宅介護支援指定事業所 管理者様

世田谷区高齢福祉部
介護保険課長 杉中 寛之

平成30年10月以降の世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業について

日頃より、当区の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、すでにお知らせをしておりましたが、国の定める単価の改定等が平成30年10月1日付で施行されることから、世田谷区が実施する総合事業につきましても下記の通り制度の一部を見直しする予定です。

お忙しいところお手数ですが、内容のご確認等よろしくお願いいたします。

記

1. 改正内容

平成30年10月の改正内容は、別紙1にまとめています。国の定める単価の改定等に加え、世田谷区独自の見直しを図ります。

別紙1	世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業（指定事業者によるサービス） 平成30年10月改正内容
-----	---

2. 平成30年10月以降の事業内容

平成30年10月以降の事業内容は、別紙2、別紙3にてご確認ください。

別紙2	世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス 平成30年10月～ 事業内容
別紙3	世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス 平成30年10月～ 事業内容

3. サービスコード一覧、CSVファイルについて

現在、作成・確認作業中のため、後日区のホームページに掲載します。

サービスコードの変更内容（予定）

A2	生活機能向上連携加算のサービスコード変更
A3	処遇改善加算のサービスコード変更、減算・加算の一部サービスコード廃止
A6	生活機能向上連携加算、栄養スクリーニング加算のサービスコード追加
A7	処遇改善加算、減算のサービスコード変更、事業所評価加算のサービスコード追加

4. 様式の改正及び新たな加算の届出について

加算の変更に伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」の改正を行う予定です。

東京都及び国保連のシステム対応の都合上、総合事業通所介護サービスの新たな加算である「生活機能向上連携加算」、総合事業運動器機能向上サービスの新たな加算である「事業所評価加算」に関する届出は通常のスケジュールとは異なるスケジュールで対応します。

改正後の様式の公開及び提出メ切は後日お知らせします。

※新たな加算以外の加算の算定に関する届出は、通常のスケジュール（前月15日まで）となりますのでお間違いのないようお願いいたします。

5. その他

(1) 本通知は、区のホームページにも掲載しています。

世田谷区のホームページ

トップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報 > 介護予防・日常生活支援総合事業のご案内（事業者向け情報）

(2) 上記のホームページに掲載のQ&Aについても、現在内容の一部見直しを行っておりますので、後日ホームページにて周知します。

担 当・問い合わせ先

介護保険課事業者支援担当

電話 03-5432-2884

FAX 03-5432-3059